倉吉市告示第178号

次の書類は、通常の方法により送達することができないので、地方税法（昭和29年総理府令第23号）第20条の２の規定により、このとおり公示送達する。なお、当該書類は、次の所管において保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年11月５日

倉吉市長　広田　一恭

送達を受けるべき者（氏名）	送達すべき書類	所管	その他必要な事項
坂野　大成	地方税法第460条第６項によりその例によることとされた国税徴収法第54条及び第131条の規定による書類	税務課	